

財団法人賀茂県主同族会文書調査報告

山本 宗尚

本調査は、財団法人賀茂県主同族会（以下、同族会）が所有し、賀茂別雷神社収蔵庫に木製箱一纏めに保管されている古典籍の内容を明らかにするため、同族会の許可を得て平成二十二（二〇一〇）年四月から七月にかけて、目録の作成および一部の写真撮影を行つたものである。多くの文書には付箋が付されており、以前にも内容の調査が行われているものの、系統的な整理はまだなされていない。文書はいくつかの袋に入れられた状態で保存されているが、本稿では現状を保存する意味合いから、個別の袋の中での年代別・内容別の整理に留めた。また、同族会に寄贈された北大路季次氏文書は文書名の列挙のみで、法量の測定や写真撮影には至らなかつた。そのため、本目録はあくまでも速報としての位置づけであることに留意いただきたい。

平成十八（二〇〇六）年に国の重要文化財に指定された「賀茂別雷神社文書」と比較すると、本文書は神社の公式文書ではなく、系図や二手文庫にみられる氏人中の共有財産としての意味合いが強い。前者は室町時代後期から江戸時代前期にかけてのものが多いが、後者は幕末から明治時代にかけてのものがほとんどである。ただし、社家の生活実態や社会システムを理解する上で、本文書は「賀茂別雷神社文書」に準じた価値を持つべき

ものであると思われる。

本文書現在の保管状態は決して良好であるとは言えず、虫損や破れ、折れ、糊つけのはがれ、磨滅などが散見された。目録作成時に収納方法の見直しを行い、一部保護するなどの手立てはとったものの、十分とはいえない。今後、専門家の意見を伺いながら補修や整理を進め、「賀茂別雷神社文書」に準じた形で保管されることが望ましいと考える。

解 説

一 社家

一・一 賀茂補宜神主系図（以下、単に系図）草稿類

系図の書き継ぎに際して使用される資料のうち、幕末から明治四年の社籍離脱にかけてのものが残る。系図そのものも本文書のうちに収録されるべきものであるが、別に国指定重要文化財に指定されており、解説文書も存在するため本稿での解説は省略する。

一・一・一 十六流別官位昇進（社家・地下官人）・代官補勤・往来田控

一・一・二 個人官位昇進（社家・地下官人）控

社家官位は文化十四年・慶応二年、明治二年（代官補勤を含む）、地下官位は明治二年、往来田は慶応三年・明治二年開始の一式が存在する。その他、孝明天皇行幸に際する社頭の次第や参役に関する書付が残されており、これらは「三手系図帳面入」および「三手系図草稿」と書かれた包に入れられている。社家官位・地下官位の帳面には、名前（社司の名称、死去時の位階が名前の右横に付される）、年月日と事暦（系図の記載事項と同じ）が流ことに時系列に書き込まれ、墨や朱で何度かチェックを入れた跡が残されている。往来田の帳面には、往来田の前所持者と新所持者を上下に配置し、年月日とともに時系列に記されている。こちらも墨や朱でチェックを入れた跡が残る。往来田を除く帳面は、系図の記載事項そのものであり、系図書込の際に突合するための資料として使用されていたものであろう。往来田の受給に関しては、系図凡例に「無足の人ハ、たとい京官、受領等の名を称すといふとも、勅任のほかハ是をしるさず、各董名はかりをしるして、旧譜の例にしたかふもの也」とあることから、系図記載の判断に使われたと考えられる。

系図の記載事項を確認すると、明治四年の社籍離脱時点での名前は記されているものの、事暦の多くは未載であった。これらは後に転載されるべきものであったが、様々な理由によりそのまま残されてしまつたものと考えられる。系図からは漏れてしまつた社家の最後の官位補任・人口動態や、系図への記載手順を知る上で重要なである。

この控は、系図の記載にあたる基本資料として個人から提出させたか、メモとして残していたものと考えられる。

一・二 新撰座席即鑑

上賀茂社家十六流の各流祖以下子孫の座席系図。各世代毎の欄を設定して、各人記入の枠を細線をもつて画し、各流を各世代ごとに並記した座席記の系図化。同世代の兄弟は朱線でつなぎ各子孫を挙げる。座席記の一覧表というべきもの（同題文書（五六九）解説より抜粋（一部改変）。國學院大學図書館調査室編『國學院大學図書館所蔵神道書籍解説目録 第二輯－座田家旧蔵書』、昭和五十九年）。新古系図の参考文献の一つに「座席記（系図凡例）とあるのがこれにあたる。

一・三 その他

系図の写や戸籍謄本、賀茂県主年齢次第、系図に使われている紙の裂（鳥の子の料紙、三手文庫蔵印あり）などが含まれている。

二 三手文庫

三手文庫は社家の修学の便を図るため、岡本季輔を代表として講学所内に設立された文庫である。季輔没後は岡本清茂が中心となつて蒐集が進められ、「元禄十六年」には一二九部が納められた（『清茂日記』元禄十六年正月十八日條）。三手文庫には今井似閑により奉納された書籍類も色々まるが、

これは別に今井似閑文書と呼ばれる。文庫は三手中行事・書籍奉行などの管理の下、社家の図書館としての機能を果たしていたが、明治維新後神社と社家が分離されるにあたり旧社家の所有物として処分された。明治九年には建物と書籍は社家の手を離れる」ととなる。今井似閑職文書は上賀茂神社に譲渡され境内の校倉に保管されたが、三手文庫の書籍は売却・散逸し今日に至っている。三手文庫の書籍には所蔵印が押されており（間島「賀茂清茂と三手文庫」、『国立国会図書館月報』四〇二、平成六年に蔵書印についての解説がある）、本文書のうち数点は」の蔵書印が認められる。詳細は児玉（「京都上賀茂の三手文庫について（上）（下）」、『史蹟名勝天然

紀念物』十八（二）（二）、昭和十八年）を参照されたい。

（マメ）
上記文書のうち数点および『建久七年賀茂行幸記』（『長兼卿記』写か）には三手文庫蔵印があり、売却されずに残つたものである。

二・一 三手文庫・今井似閑文書目録

二 賀茂在實九百年祭（以下、九百年祭）

三手文庫の目録には蔵書印が押され、今井似閑の目録は委譲時の日付が付されていることから、売却時の所蔵状態を示すものと考えられる。三手

賀茂社の初代神主であり、系図の根源として記されている在實公の九百

文庫の目録は源城（「三手文庫書籍目録〔翻刻〕」、『京都文化の伝播と地域社会』、思文閣出版、2006年。ただし本文書とは別系統の写本である）が、今井似閑書籍の目録は谷・金土（『智茂別雷神社 今井似閑奉納目録』、神道書目叢刊、皇學館大学神道研究所、1984年）による翻刻が存在する。

二・二 売却関係書類

本文書に残された証書は二種類あり、そのうちの一種は前掲の児玉論文にも引用されているものと同様である。社務所の印が押されていることから社家側控えの原本であろうか。もう一通は神社譲渡の際の希望事項等を記したものであると思われる。連判の印に墨がつけられているが、原本か原本に近いものとみてよいであろう。

二・三 三手文庫書籍

年年祭として明治四十年四月二十八日に斎行されたもの。九百年祭の概要是、梅辻（「在實公千年祭について」『賀茂県主だより』二十、平成十九年八月の参考資料）を参照のこと。ただし、在實公の没年は不詳で、在實公の子息忠頼の没年を在實公の没年と見誤つたものとされている（藤木「賀茂在實初代神主職補任異伝の考察」『みたらしのうたかた』六、平成十八年十月）。本文書には、九百年祭の計画書や案内状、当日使用された式次第、献詠短冊、収支報告書、参加者名簿等の一式が含まれる。

四 訴状・置文類

主に社司と氏人の間の争論（『社司等訴状』）や取り決め（七家の相続、五官關職の時の代官、位袍の着用および叙爵）に関するものが数点残されている。

五 その他

上賀茂神社境内に建設された収蔵庫の起工式・竣工式の祝詞、博物館特別展に系図を貸出した折に謹呈された展覧会図録など数点。

六 受入文書

六・一 北大路季次氏文書

平成年間に寄贈されたもの。財団法人設立関係、同族会記録関係、収蔵庫建立関係の書類一式が含まれる。

六・二 賀茂注進雜記（旧藤木襄次氏所蔵）

平成二十一年七月二十五日に行われた系図曝涼の際に譲り受けたものである。題名が失われているが、内容から『賀茂注進雜記』の写しである」とは間違いない。